

生田緑地マネジメント会議 会則骨子（案） 24.05.23

※この会則骨子（案）は、これまでの議論や配布資料等を踏まえ、必要最小限の事項をまとめたものです。
今後、適宜、追加・修正をまいります。

はじめに

この生田緑地マネジメント会議会則は、生田緑地マネジメント会議準備会（平成 23 年 10 月～平成 25 年 1 月 8 回開催）における議論を経て、生田緑地マネジメント会議の運営についての基本的事項をとりまとめたものである。今後、会議運営のよりどころとして最大限遵守する。

（名称）

1 本組織は、「生田緑地マネジメント会議」（以下、「本会議」という。）と称する。

（目的）

2 本会議の目的は、次のとおりとする。

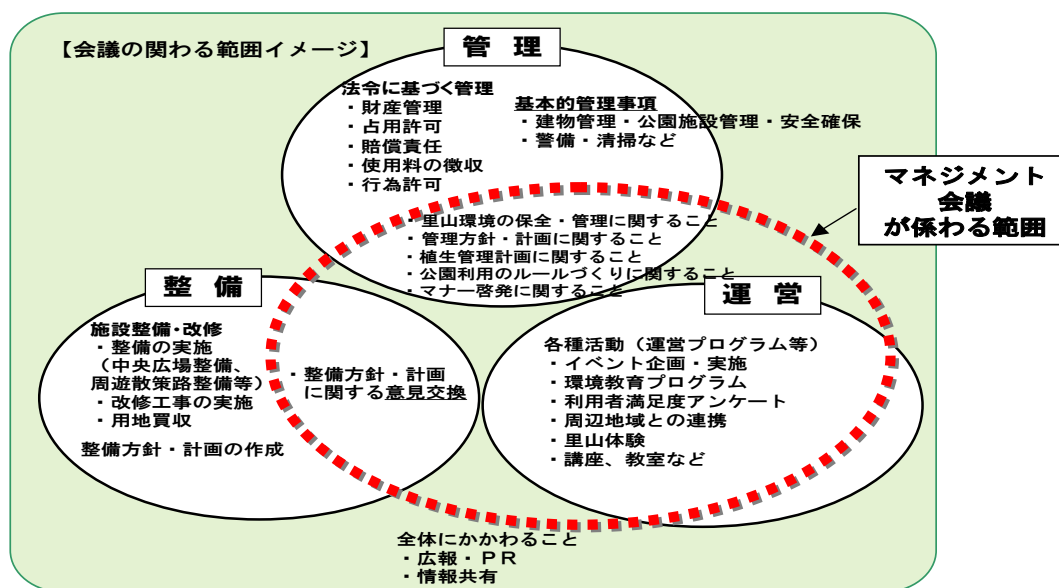
- (1) 生田緑地ビジョンの実現に向けて、生田緑地にかかわる多様な主体が集り、相互に協議・調整・合意形成を図りながら実践につなげていく。
- (2) 生田緑地の価値と魅力を高め、誰もが気持ちよく利用できる公園とするように、保全と利用の調整を図りながら、生田緑地を市民の財産として持続可能なものとしていく。

（役割範囲）

3 本会議の役割範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本会議がかかわる範囲は、主に「運営」の領域とし、川崎市及び指定管理者がかかわる範囲は、主に「管理」「整備」の領域とする。
 - (2) それぞれの領域については、本会議において情報共有を図り、必要に応じて協議・調整等を行う。
 - (3) 生田緑地の管理・運営・整備の最終的な判断・責任は、公園管理者である川崎市が負う。
- なお、本会議に承認を委ねたものについては、本会議が判断するものとする。

【公園マネジメント会議の関わる範囲 イメージ】



※管理・整備・運営の最終的な判断・責任は川崎市が負う

(会員)

- 4 生田緑地で活動をするには、本会議の会員とならなければならない。会員は団体を原則とする。ただし、学識者は個人での参加を認める。
- (1) 市民活動団体、地域団体、大学、企業など
- 生田緑地の管理運営に責任を持ち積極的に関わることのできる団体
 - 社会貢献の一貫で生田緑地の管理運営に積極的に関わることのできる団体
 - 生田緑地マネジメント会議の意義に賛同し、支援等に関わることのできる団体
- (2) 行政
- 総合企画局公園緑地まちづくり調整室、建設緑政局緑政部、多摩区役所道路公園センター、日本民家園、青少年科学館、岡本太郎美術館、多摩区役所、宮前区役所、経済労働局商業観光課
- (3) 指定管理者
- 〇〇〇〇
- (4) 入会の手続き
- 〇会員は一般公募によることとし、「全体会」で承認を得た後に入会する。ただし、全体会がただちに開かれない場合は、運営会議にて承認を得た後に入会することができる。
- (5) 会員の資格条件
- 〇生田緑地ビジョン等に賛同し、公共サービスの担い手として責任を持って生田緑地の管理運営に関わることができる団体であり、生田緑地での活動実績のある団体や、今後活動が見込まれる団体等を対象とする。
 - 〇暴力団及び関係者でないこと。
 - 〇政治団体、宗教団体でないこと。
- (6) 会員の心得
- 〇会員は、生田緑地マネジメント会議会則を遵守する。
 - 〇会員は、生田緑地の保全と利用の調整を図りながら、生田緑地の価値と魅力を高め伝える担い手として、責任を持って運営に参加する。
 - 〇生田緑地を楽しく気持ちよく利用できるように、会員同士は風とおしのよい関係を築き、互いに協力し合う。
 - 〇みんなの公園（公共施設）であることを念頭に置いて活動する。
- (7) 資格の喪失
- 本会議の会員が、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
 - 〇会員から脱会の申出があったとき。
 - 〇会員が生田緑地における管理運営活動が不可能となったとき。
 - 〇本会則に違反する行為があったとき。

(運営体制)

- 5 運営体制は、次のとおりとする。
- (1) 事務局
- 〇本会議の事務局は、行政と指定管理者が共同で担う。
- (2) 会長及び副会長
- 〇本会議には、会長1名及び副会長若干名を置き、委員の互選により選出する。
 - 〇会長及び副会長の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。

(3) 全体会

- 本会議の承認の場として、「全体会」を設置する。
- 全体会は全会員で構成する。

(4) 運営会議

- 本会議の意思決定、部会間の調整及び協力体制に関する事項を協議するため、「運営会議」を設置する。
- 会長及び副会長（若干名）、各部会の会長及び副会長（若干名）並びに行政（各文化施設の施設長及び関係部局の長を含む）、指定管理者によって構成する。

(5) 部会

- 全体会の承認を得て、部会を設置することができる。
- 部会には、会長及び副会長（若干名）を置く。

(6) コーディネーター

- 全体会、運営会議にはコーディネーターを配置し、会議運営を行うことができる。
- コーディネーターは、全体会、運営会議での決定権を持つものではなく、中立的な立場で意見集約・調整を行う。
- コーディネーターの選出は事務局が行い、全体会で承認を得る。

(7) 学識経験者や専門家による助言・指導

- 本会議は、必要に応じて学識経験者や専門家により、適切な運営活動に必要な助言・指導を受けることができる。

(その他)

6 本会議の会則については、より効率的な活動を目指した実践的なものに改善を進めていくため、必要に応じて変更を行うことができる。

(1) 会則の変更は、全体会の出席者の過半数の賛成を必要とする。

(2) その他必要事項

本会議の会則に定めるほか、必要な事項は全体会に諮って定める。

(3) 会則の施行

本会則は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。